

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

平成26年5月21日に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することを目的として、建築基準法が改正され、高さの最高限度を定めた特定用途誘導地区において、特定行政庁の許可により、高さの最高限度を緩和できることとされた。

また、同年6月4日に、より合理的な建築基準制度を構築するため、建築基準法が改正され、構造計算適合性判定制度や仮使用承認制度の見直し等が行われた。

これらの法改正に伴い、神奈川県建築基準条例について許可申請手数料の新設など手数料を改正するとともに、条項ずれの修正等の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 手数料

ア 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料の新設

(別表21の2の項)

市町村が都市計画に定める特定用途誘導地区における建築物の高さの最高限度を超える建築物について、用途上又は構造上やむを得ないと認め、許可する場合の許可申請手数料を新たに定める。

イ 構造計算適合性判定を求める必要がある建築物に関する建築確認申請等手数料の削除

(別表1の項)

建築確認申請の手数料について、構造計算適合性判定を求める必要がある建築物については、これまで建築主事が同判定を指定構造計算適合性判定機関に求めていたことから判定に係る金額を含めた手数料を定めていたが、建築主が直接同機関に判定を申請することに変更されたことに伴い、構造計算適合性判定を求める必要がある建築物の場合の手数料を削除する。

ウ 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料の追加

(別表4の項)

これまで特定行政庁のみが行っていた工事中の建築物の仮使用承認手続きについて、建築主事又は指定確認検査機関が行うことができることに変更されたことに伴い、建築主事による認定に係る仮使用認定申請手数料を追加する。(※手続き名が「承認」から「認定」に変更)

(2) 条項ずれの修正等

(第13条第1項、第20条第1項、第22条第1項、第24条第1項、第50条第1項、第50条第2項、第51条の2第1項第1号、第52条の20第2項、別表)

改正建築基準法に伴う条項ずれの修正等を行う。

3 施行日

平成27年6月1日。ただし、別表21の2の項及びそれに関連する改正規定は、平成27年4月1日から施行する。